

旅客運送規則

(目次)

第一章	総則
第二章	旅客運送
第三章	乗車券
第一節	通則
第二節	乗車券の様式
第三節	乗車券の効力
第四章	旅客運賃
第一節	通則
第二節	普通旅客運賃
第三節	回数旅客運賃
第四節	定期旅客運賃
第五節	団体旅客運賃
第六節	貸切旅客運賃
第七節	特殊割引旅客運賃
第八節	特殊旅客運賃
第五章	旅客運賃の追徴

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、長崎電気軌道株式会社（以下「会社」という）の旅客運送が乗客に便利であると共に、業務の秩序を保ち能率的に遂行されることを目的とする。

(この規則の適用範囲)

第 2 条 会社が経営する軌道による旅客運送については、別に定める場合を除いて、この規則による。

(運賃等の公示)

第 3 条 運賃その他の運送条件はその実施前に公示する。

(運転系統及び運賃等の掲示)

第 4 条 運転系統、運転時刻及び運賃等で旅客の乗車に必要な事項は、車内、停留場又は営業所の見やすい場所に掲示する。

第二章 旅客運送

第 5 条 この規則では旅客とは満 6 歳以上の乗客をいい、12 歳以上の者を大人、6 歳以上 12 歳未満の者を小児とする。但し次の各号の一に該当するときは、満 6 歳未満のものであっても小児乗客として取扱う。

- (1) 乗車券を所持しているものに同伴されないとき。
- (2) 乗車券を所持しているものに同伴されていても、1 人をこえるものであるとき。

(乗車の方法)

第6条 乗客は停留場で乗降しなければならない。乗車の際、降車する乗客があるときは、その降車を待って乗車しなければならない。

第7条 乗客に迷惑を懸けるおそれがあるものが乗車しようとするとき乗務員は、これを謝絶することができる。

(物品持込の禁止)

第8条 旅客は自ら携帯し得る物品であっても各号該当しないものに限り、車内に持ち込むことができる。

- (1) 爆発物、自然発火物、腐食物、その他危害を他に及ぼすおそれのある物品。
- (2) 座席または車内をふさぎ、または車体を毀損するおそれのある物品。
- (3) 不潔または臭気等のため、同乗者に迷惑を及ぼすおそれのある物品。
- (4) 犬(盲導犬、聴導犬等を除く)その他小動物。

(喫煙、飲食等の禁止)

第9条 旅客は車内において喫煙、飲食等、他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(乗車券の検査及び取集)

第10条 旅客は下車の際もしくは乗車中、乗務員から乗車券の検査または取集を求められた場合は、これを拒むことはできない。

(安全等に関する係員の指示)

第11条 旅客及び公衆は輸送の安全保持等に関する乗務員の職務上の指示に従わなければならない。

第三章 乗車券

第一節 通則

(乗車券の種類)

第12条 乗車券の種類は次の通りとする。

- (1) 回数乗車券(無記名式ICカード共通回数乗車券)
- (2) 定期乗車券(ICカード定期乗車券)
 - ① 通勤定期券(1ヶ月券・3ヶ月券)
 - ② 通学定期券(")
 - ③ 三角定期券
 - ④ 全線定期券
- (3) 団体乗車券
- (4) 一日乗車券

第二節 乗車券の様式

(乗車券の様式)

第13条 ICカード共通回数乗車券は長崎スマートカード取扱規程による(別紙参照)

ICカード定期乗車券、臨時乗車券および団体乗車券、一日乗車券、記念乗車券の様式は当社規程による。

第三節 乗車券の効力

(乗車券の発売)

第14条 乗車券は車内又は当社が指定する場所において発売する。

(乗車券の通用期間)

第15条 乗車券の通用期間は、特別の事情あるとき公示をして定める場合の外、下記の通りとする。

- (1) 一日乗車券およびのりつぎ券は券面当日限りとする。
- (2) 定期乗車券の通用期間は通用開始日より1ヶ月または3ヶ月とする。
- (3) 臨時に発売する乗車券については、その都度定める。

(乗車券が無効となる場合)

第16条 乗車券は下記の各号の一に該当する場合において無効とする。

- (1) 乗車券の様式が整っていないとき、又はその券面の表示事項が不明のとき
- (2) 通用期間以外の日に使用したとき
- (3) 行先、乗換場所、経由路線を異にして乗車したとき
- (4) 乗車券の表示事項を抹消し、又は改変して使用したとき
- (5) 定期乗車券で、その使用資格、氏名、年齢その他、表示事項を偽って交付を受け、又は他人から譲渡もしくは貸与をうけて使用したとき
- (6) 乗車区間または経由路線を指定した乗車券で、その区間外の乗降に使用したとき
- (7) その他不正乗車のため使用したとき

(効力のない乗車券の回収)

第17条 旅客が効力のない乗車券で乗車した場合は、その乗車について不正使用の意思がないものと認められる正当な事由がある場合を除き、既に使用したものとみなし、当該乗車券を回収する。

旅客は、その所持する乗車券が効力を失い又は不明となった場合もしくは使用する資格がなくなった場合は、当該乗車券を係員に引渡さなければならない。

第四節 乗継券

(乗継券の発行条件)

第18条 乗換券は新地中華街停留場において乗り継ぐ乗客に発行する。

(乗継券の交付)

第19条 旅客は乗り継ぎをする時は、その行先を示して乗換券の交付を受けなければならない。

(乗継券の発行制限)

第20条 乗継券は回数乗車券および定期乗車券によって乗車する乗客には発行しない。但し回数乗車券にて複数人乗り継ぐ場合および金額引落としの場合等は除く。

(乗継券の無効取扱)

第21条 乗継券は月、日付、行先、乗継場所（新地中華街）が相違する場合は無効取扱いとする。

(乗継券の様式)

第22条 乗継券の様式は当社規程とする。

第四章 旅客運賃

第一節 通則

(無賃の旅客)

第23条 満6歳未満の乗客は第5条、第1項但書の各号に該当する場合を除き、無賃をもって運送する。

(運賃制度)

第24条 旅客運賃は均一制とする。

(旅客運賃の区別)

第25条 旅客運賃は、普通旅客運賃、定期旅客運賃、回数旅客運賃、団体旅客運賃、貸切旅客運賃、特殊割引旅客運賃、特殊旅客運賃の7種とする。

(旅客運賃の計算方法)

第26条 旅客運賃の計算方法及び適用方法は別表による

第二節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃)

第27条 普通旅客運賃は次の通りとする。

- (1) 片道券(大人) 120円
- (2) 小児片道券 60円

第三節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第28条 均一制(無記名式ICカード共通回数券)とする。

- (1) 大人
発売額は3,000円とし、運賃は3,000円とする。
以降、1,000円積み増しごとに1割のプレミアム運賃を付与する。
- (2) 小児
発売額は3,000円とし、運賃は3,000円とする。
以降、1,000円積み増しごとに1割のプレミアム運賃を付与する。
- (3) 特殊割引旅客
発売額は3,000円とし、運賃は3,000円とする。
以降、1,000円積み増しごとに1割のプレミアム運賃を付与する。

【ポイント割引】

使用額の100分の1に相当する額を1ポイントとして付与し、次回積増し時に1ポイントあたり1円の換算率で換算した額をICカード共通回数乗車券の残額に10円を単位として換算することにより行う。

(回数乗車券の払戻し及び再発行)

第29条 回数乗車券(無記名式ICカード共通回数券)の払戻し及び再発行は長崎スマートカード取扱規程18条による。

第四節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第30条 旅客が通勤（通勤に準ずるものを含む）又は通学するために乗車する場合は、旅客の申し込みにより下記金額に定める定期旅客運賃を収受して、定期券を発売する。

通勤定期券 3ヶ月：13,330円

通勤定期券 1ヶ月：4,830円

通学定期券 高校、大学3ヶ月：11,350円

通学定期券 高校、大学1ヶ月：4,110円

中学3ヶ月：10,350円

中学1ヶ月：3,750円

小学3ヶ月：4,480円

小学1ヶ月：1,620円

通勤通学 : 6,530円

全線 : 9,650円

(定期券の発売条件)

第31条 定期乗車券は、旅客が定期乗車券発行申込書を提出した場合に限って発行する。この場合、通学定期券申込書には通学する学校長の署名を必要とする。通勤定期乗車券については通勤先の署名は必要としない。但し三角定期券の場合は、通勤及び通学の証明を必要とする。

(定期券申込書の記載事項)

第32条 通勤および通学定期券申込書は下記事項を記載したものでなければならない。

(1) 旅客の住所、氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、通学区分（小学校・中学校・高校・大学
専門学校・他）、就学年数、現学年

(2) 通勤先および通学先の名称、所在地、電話番号

(3) 通勤および通学の区間、通用開始日、通用期間

(4) 通学先の学校長名および公印

(定期乗車券の発売期日)

第33条 定期乗車券は旅客が希望する利用開始日より発売を行う。但し発売は利用開始日の15日前より可能とする。

(区間等の変更)

第34条 旅客が定期乗車券の使用開始後、その区間又は経由路線を変更しようとするときは変更を必要とする事実を証明する証明書類を提出した場合に限り、その変更をすることができる。但し旅客は所定の手数料を支払わなければならない。手数料は200円とする。

(定期乗車券の再発行)

第35条 旅客が定期乗車券を紛失、焼失、破損および盗難等にあった場合、定期乗車券の再発行を受けることができる。但し旅客は所定の手数料を支払わなければならない。手数料は200円とする。

第36条 定期乗車券（ICカード定期乗車券）の払戻しは下記、計算式による。

払戻金額＝定期券発売金額－（1ヶ月定期券金額×経過月数）

－（1日あたりの差引き額運賃×経過日数）－手数料

1日あたりの差引き額運賃は普通旅客運賃の往復とする：240円。手数料は200円とする。

又、通勤通学定期券の1日あたり差引き額運賃は普通旅客運賃の3回乗車運賃（360円）
全線定期券の1日あたり差引き額運賃は普通旅客運賃の2往復乗車運賃（480円）とする。
手数料は200円とする。

（指定学校以外の学校の取扱い）

第37条 指定学校以外の学校に通学する学生、生徒、児童に対しては、その申込により通勤定期券を発行する。

（通勤、通学定期券発行の監査）

第38条 会社は必要に応じて通勤、通学定期券の発行の適否、所定の者以外に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について監査するものとする。

（不正使用等の取扱い）

第39条 定期乗車券を不正の手段によって購入し、又は不正に使用し、もしくは他人に不正使用させた場合は、これを没収し且つ悪質な不正使用と認められるときは、今後の発行を停止することができる。

第五節 団体旅客運賃

（団体旅客の運賃割引）

第40条 発着停留場及び目的を同じくする旅客が、25名以上一団となって乗車する場合で、予めその人員、行程、時間その他運送について必要な事項を申し出、会社の承認を受けた場合は下記、取扱いによって普通旅客運賃の割引をする。団体旅客の乗車方法、その他の取扱条件については、その都度定める。

人員	普通団体	学生団体		運賃
25人以上	制定していない	高等学校以上の学生 生徒 勤労青年学校及び青年 学校生徒 中学校生徒	1人 当たり	普通旅客運賃の1割7分引きとし 端数は10円単位に切上げる
		小学校児童	1人 当たり	小児普通旅客運賃の1割7分引き とし端数は5円単位に切上げる
但し、僻地の小学校及び中学校の生徒児童が団体乗車する場合は、25人未満の場合においても団体割引を認める				

（団体旅客の引率者、付添人の取扱い）

第41条 団体旅客の引率者、付添人はその団体の一員とみなして総人員に加算する。

（団体旅客運賃の計算方法）

第42条 団体旅客運賃は1人当り普通旅客運賃から、割引率による割引額を差引いた額に団体総人員を乗じた額とする。

第六節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第43条 貸切旅客運賃は大人利用の場合、車両平均定員(72名)に大人普通旅客運賃を乗じた額とする。又、小児利用の場合、大人貸切運賃の1/2とし、一車乗客人員の過半数以上を占める場合に適用する。

(定員超過の場合の取扱)

第44条 実際乗車人員が旅客運賃收受定員を超過するときは、前期貸切運賃に旅客運賃收受定員の超過分に相当する普通旅客運賃を加算して收受する。

第七節 特殊割引旅客運賃

(特殊割引旅客運賃)

第45条 特殊割引旅客運賃は身体障害者、知的障害者、精神障害者に適用する。特殊割引旅客運賃は普通旅客運賃の5割引とし、端数は10円単位に切上げる。

(介護者の運賃)

第46条 身体障害者、知的障害者、精神障害者の各1名に対して1名の介護者の運賃は、介護者が障害者と一緒に同乗する場合に限り障害者と同じ割引とする。
介護者は会社が介護能力があると認めたもので、障害者と同一区間を同時に乗車するものでなければならない。

(手帳の提示)

第47条 身体障害者、知的障害者、精神障害者は降車時、手帳を提示して割引運賃を払わなければならない。

第八節 特殊旅客運賃

(特殊旅客運賃)

第48条 特殊旅客運賃は下記運賃額をもって定める(端数は10円単位に切り上げる)
一日乗車券 大人：普通旅客運賃(大人)を5倍した額の1割7分引とする
小児：普通旅客運賃(小児)を5倍した額の1割7分引とする

一日乗車券 大人 500円
小児 250円

(一日乗車券の発売)

第49条 一日乗車券の発売場所は会社が定めた営業所および委託店とする。一日乗車券の日付印は赤色で押印する。

(一日乗車券の有効期間)

第50条 一日乗車券の有効乗車期間は券面に押印された日付とする。

(一日乗車券の払戻し)

第51条 旅客より既発売一日乗車券について払い戻し請求があった場合、払戻し有効取扱いは券面表示有効期間の前日までとする。

(一日乗車券の提示)

第52条 旅客は降車する際、一日乗車券の有効期間(日付け)を乗務員へ提示しなければならない。

第五章 旅客運賃の追徴

(無札旅客に対する旅客運賃の追徴)

第53条 旅客が次の各号の一に該当するときは、無札旅客として普通旅客運賃及びその2倍以内の増運賃を徴収する。

- (1) 第16条の規程によって無効となる乗車券で乗車したとき。
- (2) 乗車券検査の際その提示を拒み又は取集めの際引渡しをしないとき。

附則 この規則は、昭和36年11月1日から施行する
平成30年8月1日改定